

下関市立大学F D・S D委員会規程

令和4年12月21日

規程第30号

改正 令和6年1月24日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学の教員による教育の体系化と教育力の向上を図り、学生に対する教育の質を高めること（以下「FD」という。）、下関市立大学の職員としての大学事務、教育及び学生支援活動における能力と資質向上を図ること（以下「SD」という。）を目的として設置される下関市立大学FD・SD委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について活動する。

- (1) FD・SD推進に関すること。
- (2) 教員による教育力向上を図るための施策の企画及び実施に関すること。
- (3) 職員の能力向上を図るための施策の企画及び実施に関すること。
- (4) 職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (5) その他FD及びSDに関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長
- (2) 教養教職副機構長
- (3) 学務部教務課長
- (4) 事務局総務部総務課長
- (5) その他学長の指名する者

(任期)

第4条 前条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第5号の委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（議事録）

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、F Dに関することは学務部教務課、S Dに関することは事務局総務部総務課とし、全般事項については共管とする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。

2 この規程の施行後初めて指名された第3条第5号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則（令和6年1月24日規程第1号）

この規程は、令和6年1月24日から施行する。